

## 吉富町老朽危険空家等除却事業補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この告示は、吉富町内に存在する老朽危険空家等を除却する所有者等に対し、経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、住民の安心・安全の確保と住環境の改善及び良好な景観の維持を図ることを目的とする。

(用語の定義)

**第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 老朽危険空家等 周辺の住環境を悪化させ放置されている木造又は軽量鉄骨造等の建築物で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 別表に掲げる老朽危険空家等の判定基準による各評点の合計が100点以上の建築物

イ その他町長が除却の必要があると認める建築物

(2) 対象費用 老朽危険空家等の除却及び処分に要する費用

(補助対象建築物)

**第3条** 補助の対象となる老朽危険空家等は、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 吉富町内に存する建築物

(2) 所有権以外の権利が設定されていない建築物

(3) 国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していない建築物

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めたものは、補助の対象とすることができる。

(補助対象者)

**第4条** 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者（法人を除く。）をいう。

(1) 補助対象建築物の登記事項証明書（未登記の場合は固定資産課税台帳）に所有者として記録されている者

(2) 前号に規定する者の相続人

(3) その他町長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者となることができないものとする。

(1) 町税、保険料、保育料、住宅使用料等を滞納している者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者

3 補助対象建築物が複数の共有である場合は当該共有者から、相続関係者がいる場合は相続関係者等全員から補助対象建築物の除却についての同意が得られない場合は補助対象者としなない。ただし、当該補助金の申請をしようとする者が紛争等が生じた場合の誓約書（様式第1号）を提出できる場合については、この限りではない。

(補助対象工事)

**第5条** 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 敷地内の補助対象建築物すべてを除却する工事であること
- (2) 補助対象者が工事請負契約を締結する工事であること
- (3) 解体する工事を行うために必要な資格等を有している業者が行う工事であること
- (4) 本補助金と併せて他の制度等に基づく補助金の交付を受けていない工事であること  
(補助金の額等)

**第6条** 補助金の額は、対象費用に2分の1を乗じて得た額とし、300,000円を限度とする。

- 2 過去にこの要綱に基づく補助金を受けている場合は、300,000円から既に交付した額を差し引いた金額を限度とする。
- 3 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。  
(事前協議)

**第7条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業の対象となるかの確認を行うための事前調査申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、対象建築物の調査および申請の内容を審査のうえ、補助対象建築物に該当するか否かを判定し、その結果を事前調査結果報告書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。  
(補助金交付の申請等)

**第8条** 申請者は、当該除却工事に着手する前に補助金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事实施（変更）計画書（様式第5号）
- (2) 工事見積書の写し（内訳明細の付いたもの）
- (3) 位置図
- (4) 現況写真
- (5) 町税等納付状況調査同意書（様式第6号）
- (6) 誓約書（様式第1号）
- (7) その他町長が必要と認める書類  
(交付決定)

**第9条** 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査のうえ補助金交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

**第10条** 補助金の交付決定後に工事の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更申請書（様式第8号）に工事实施（変更）計画書（様式第5号）及びその内容が確認できる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請により補助金の交付決定の内容を変更するときは、補助金交付変

更承認通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（工事の着手）

**第11条** 工事の着手は、補助金交付決定後に行わなければならない。

（工事の中止又は廃止）

**第12条** 申請者は、補助金交付決定後において、事業を中止又は廃止しようとする場合は、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査のうえ補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、申請者に通知するものとする。

（事業の完了報告）

**第13条** 申請者は、工事が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、工事完了報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1） 工事請負契約書の写し

（2） 工事領収書の写し（除却工事を請け負った者が発行したもの）

（3） 工事完了写真（着手前後及び施工状況のわかるもの）

（4） その他町長が必要と認める書類

（交付額の確定）

**第14条** 町長は、前条の規定により提出された工事完了報告書を審査し、補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第13号）により、速やかに申請者に通知する。

（補助金の交付）

**第15条** 補助金の交付は、前条の規定により補助金の額が確定した後に行うものとする。

2 申請者は補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第14号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

**第16条** 町長は補助金の交付を受けた者で、次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（1） 申請書及びその他の提出書類の内容に偽りがあったとき

（2） 前号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不相当と認めたとき

（その他）

**第17条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に補助金の交付決定を受けた者に係る規定は、同日後も、なおその効力を有する。

#### 附 則（令和3年3月31日告示第38号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。